

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 275 回

今、いろいろ安倍内閣の成長戦略が国会でも取り上げられ、話し合われています。ただ、法人税率の引下げ等の内容を検討すると、どうも中小企業にとって決して有利になるような内容ばかりではありません。やはり自分で生き残る方策を考えて、行動（実践）していかなければ、あなたまかせでは勝ち抜けそうにありません。

そこでもう一度原点に戻って、生き残る戦略を考えてみたいと思います。

まずあなたの会社は、①どこの、②誰に、③何を、④どう、売ってますか？

地域、製品、市場、なんでもいいから我社は強いというものを 1 つ作ることですね。まず地域、顧客、製品の順で強いものを作っていくことです。

すなわち、弱者は差別化する、人と違うことをする、その勇気を持つことですね！！

次に、そのために自社分析をしっかりしてください。

- ① 稼いでいる商品は何か
- ② 稼がせてくれている得意先はどこか
- ③ 稼がせてくれているチャネルはどこか
- ④ 稼がせてくれている地域はどこか

つまり得意な領域を見極め、本当に儲かっている部分はどこかを見極め、その部分に焦点を絞込む。

そして製造技術、商品力、コスト対応力、サービス力、伝統などをより徹底して磨き込むことですね。

これはどんな分野でも言えることです。頑張りましょう！！

前田の《今人生を語る》第 180 回

めざめよ日本人 (103)

目的達成のために必要なのは天の時をいかにつかむかです。

勝者になった人はどうやって幸運（天の時）をつかんだか？ですが・・・

3 つのパターンがありそうです。

- (イ) 強い目的意識を持って、不断の努力を続けること
- (ロ) 己の信念に従って決断し、果敢に実行すること
- (ハ) 有為の人材を育て、命をかけて信義を守ること

です。

難しいことですが・・・

中小企業投資促進税制の上乗せ措置

柴岡 晋

平成 26 年度税制改正大綱では、中小企業投資促進税制の対象設備のうち生産性向上に資する設備について、税制優遇の上乗せ措置が設けられました。今回は中小企業投資促進税制の概要と上乗せ措置について説明させていただきます。

1. 中小企業投資促進税制の概要

この制度は、中小企業者等（個人事業主、資本金等の額が 1 億円以下の法人）が新品の特定機械装置等を取得し又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除（税額控除については個人事業主、資本金等の額が 3,000 万円以下の法人が対象となります。）を認めるという制度です。

この制度の適用対象となる特定機械装置等は下記の通りです。

対象設備	取得価額等の要件
機械装置	全て（1 台の取得価額が 160 万円以上）
器具備品	電子計算機（複数台合計で取得価額が 120 万円以上） デジタル複合機（1 台の取得価額が 120 万円以上） 試験または測定機器（複数台合計（単品 30 万円以上）で取得価額が 120 万円以上）
工具	測定工具または検査工具（複数台合計（単品 30 万円以上）で取得価額が 120 万円以上）
ソフトウェア	複数機合計で取得価額が 70 万円以上
貨物自動車	車両総重量 3.5 トン以上
内航船舶	※内航船舶については取得価額の 75% が対象

※ただし、上記の内、貨物自動車、内航船舶については上乗せ措置の対象にはなりません。

2. 上乗せ措置の概要

中小企業者等が、産業競争力強化法の施工日（H26/1/20）から H29/3/31 までの期間内に、特定機械装置等のうち生産性向上に資する一定の設備（先端設備または生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件を満たす設備）に該当するものの取得等をして、その事業の用に供した場合において、改正前の中小企業投資促進税制の適用を受けないときは、即時償却または取得価額の 7%（資本金等の額が 3,000 万円以下の中小企業者等については 10%）の税額控除の選択をすることができます。

	生産性向上に資する一定の設備以外		生産性向上に資する一定の設備	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
個人事業主 資本金等の額が 3,000 万円 以下の法人	30%	7%	即時償却	10%
資本金等の額が 3,000 万円 を超え、1 億円以下の法人	30%	適用なし	即時償却	7%

3. 先端設備の要件

先端設備とは特定機械装置等のうち下記の要件全てを満たすものとなります。

- ① 最新モデルであること（ソフトウェア組込型機械装置については 1 代前のモデルも対象となります。）
- ② 旧モデル比で生産性が年平均 1% 以上向上するもの（ソフトウェアについては、生産性向上の要件の代わりに、設備の稼働状況に係る情報収集機能・分析指示機能を有するものに限ります。）

なお、上乗せ措置の適用を受ける場合は上記の①および②の要件を満たしていることを工業会等が確認し、メーカーに交付された証明書が必要となります。

4. 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、投資計画を作成し、投資利益率が 5% 以上であることについて、経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備となります。

なお、投資計画については経済産業局に申請する前に公認会計士または税理士から対象設備が投資目的に必要な不可欠なものであることおよび投資利益率要件を満たしている事の確認が必要となります。